

入 札 説 明 書

第一管区海上保安本部の入札公告については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長 石崎 憲寛

2 競争入札に付する事項

（１）入札件名 紋別海上保安部ほか９箇所を使用する電気（従量電灯、低圧電力）

（２）特記事項 仕様書のとおり

（３）需要場所 仕様書のとおり

（４）履行期間 令和８年１２月１日から令和１０年３月３１日まで

（５）入札方法

① 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

② 入札金額は、入札者が設定する契約電力に対する単価（KWh 単価、月額）及び使用電力量に対する単価（KWh 単価、月額）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当本部が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価（税抜）を入札金額とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

④ 入札者は、仕様書を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（６）入札保証金及び契約保証金は免除とする。

3 競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和7・8・9年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）については「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (5) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格として地球温暖化防止対策の観点から、別紙1「適合証明書」を提出し条件を満たす者であること。

4 提出書類

- (1) 紙入札方式による証明書等の受領期限及び電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限 令和8年8月17日 16時00分
- (2) 提出証明書類
 - ① 国土交通省競争参加資格結果通知書（写）
 - ② 確認書（様式1）（電子入札用）
 - ③ 紙入札参加願（紙入札用）
 - ④ 適合証明書
 - ⑤ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売り電気事業の登録を受けていることを証明できる書類
 - ⑥ 本調達案件に対応する自社の電気需給約款
（ホームページにより公表している場合は提出不要）

5 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
政府電子調達システム（GEP S） <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889
- (2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 - ① 競争参加資格に関する問い合わせ
〒047-8560 北海道小樽市港町5番2号
第一管区海上保安本部 経理補給部経理課
TEL 0134-27-0118（内線2223）
ファックス 0134-27-6183
 - ② 仕様書に関する問い合わせ先
第一管区海上保安本部経理補給部補給課
TEL 0134-27-0118（内線2253）
- (3) 入札書の受領期限 令和8年9月7日16時00分
（郵送する場合は受領期限まで必着）
- (4) 入札書の提出方法
 - ① 入札書を直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月8日開札〔契約件名〕の入札書在中」と朱

書しなければならない。

- ② 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「9月8日開札〔契約件名〕の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記1宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。

- ③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（5）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

ウ 金額を訂正した入札

エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

オ 公正な競争の執行を妨げたもの又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札

カ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

（6）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（7）代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。

- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（8）開札の日時及び場所

令和8年9月8日 10時00分

小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 第一管区海上保安本部経理補給部経理課

（9）開札

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を

提示しなければならない。

- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- ⑥ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額並びにくじの実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札参加者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書の発行を行うものとする。

なお、電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札業者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札参加業者は、「紙入札方式参加願」に記載するものとする。

(10) 再度入札について

1回目の入札が不調になった場合、再度入札（2回目）に移行するが、再度入札の時間については、原則として30分後に設定するので、当本部からシステムで送信される通知書は必ず確認すること。なお、電子入札と紙入札が混在する場合、開札時間までに時間を要するなどの場合は、当本部から連絡する。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(11) 入札者に要求される事項

- ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記5（1）に示すURLに提出しなければならない。
- ② 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な書類等を所定の受領期限までに上記5（2）に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 落札者の決定方法は最低価格落札方式とする。

本入札説明書4に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) ICカード不正使用等の取扱い

電子入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合には、当該電子入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

＜不正に使用等した場合の例示＞

- ① 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者、受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(４) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(５) 支払条件

毎月払い

(６) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(７) 電力量等について

各月の電力料金の算定方法は、基本料金について力率割引または割増を行う場合および電力量料金について燃料費調整を行う場合には、北海道内の一般電気事業者が定める標準供給条件（電気供給約款）によるものとし、これによりがたい場合は協議する。